

令和4年度 第3回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和4年12月15日（木）午後1時00分～午後2時10分
- (2) 場 所：県本庁舎1階 漁業調整委員会室（鹿児島市）
熊毛支庁第3会議室（西之表市）
屋久島漁業協同組合本所 組合長室
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) 第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (5) 特定水産資源に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
→ 報告事項について了承した。
- (6) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）
→ 報告事項について了承した。

令和4年度 第3回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和4年12月15日（木）午後1時00分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	出席
川南 進	漁業者・漁業従事者	欠席
甲山 博明	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
久賀 みず保	学識経験者	欠席
久米 元	学識経験者	欠席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	欠席

出席 6

欠席 4

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	久保 菌 隆
次長（技術主幹兼水産係長）	山本 伸一
書記（水産係 水産技師）	櫻井 正輝

令和4年12月15日午後1時00分開会

【開会】

○久保菌事務局長

それでは、定刻になりましたので、令和4年度第3回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、3会場に分かれたWEB会議で開催いたします。御不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

会議の進行方法について、前回と同様でございます。

ご発言の際は、順番に1人ずつ行っていただき、普段よりも大きな声で、ゆっくりとご発言くださるようお願いいたします。

会議中、音声が聞こえづらいなどございましたら、お近くの職員までお声かけください。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会を進めさせていただきますが、本日は、委員10人中6人の出席をいただいております。熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の 栽培養殖係 柳 技術専門員、漁業監理係 加治屋 技術専門員、漁業調整係 村田 技術専門員 にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明や進行の補助をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は熊毛支庁農林水産部長の田中もオブザーバーとして出席させていただきます。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております

「知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）」、

「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」

「まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」

「第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）について（諮問）」

「特定水産資源に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」

「漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）」

の合計6件としております。

○久保菌事務局長

それでは開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○甲山会長

皆さんこんにちは。年末のお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回の調整委員会もWeb方式での開催となりました。来年はコロナが落ち着き、対面で調整委員会を開催できることを期待しているところです。

本日も重要な事項が複数ございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせて頂きますが、規程により、座長は会長が務めることとなっておりますので、甲山会長よろしく願いします。

○甲山会長

規程に基づきまして、座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いいたします。

また、水産振興課の方は、委員発言の補助をよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、今回は伊東委員と森田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○伊東委員，森田委員

はい。

○甲山会長

それでは、議事に入ります。

議題1「知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）」という諮問事項を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○櫻井書記

事務局の櫻井です。資料は右肩に資料1と書いてあるものをご覧下さい。

それでは、議題1についてご説明いたします。本議題は諮問事項ですので、まずは諮問文を読み上げます。1ページをご覧ください。

熊林水第195条，令和4年12月9日，熊毛海区漁業調整委員会会長様，鹿児島県熊毛支庁

長，知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問），漁業許可の有効期間について，別紙のとおり定めたいので，鹿児島県漁業調整規則第15条第2項の規定により，貴委員会の意見を求めます。

2 ページをご覧ください。別紙になります。

1 漁業種類はすべての新規許可，2 漁業許可の有効期間は許可日から該当漁業種類の一斉更新許可期間の終期まで，3 対象の漁業者は公示した制限措置に該当する者，4 短期許可の理由についてですが，一斉更新に係る漁業許可に当たっては，漁業種類ごとに制限措置を定めて公示を経て許可しています。

一斉更新後に新規許可をする際は，許可をすべき船舶等の数を除いて，一斉更新時に定めた制限措置と同様の内容で公示を経て許可しています。そのため，漁業調整の観点から，漁業許可の一斉更新後に新規許可を行う場合の許可期間は，一斉更新の許可期間の終期までとしたいと考えております。

3 ページには今回の諮問に関する鹿児島県漁業調整規則の条文を抜粋したものを記載しております。

以上でご説明を終わります。ご審議のほど，よろしく願いいたします。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して，ご質問やご意見等はありませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

議題1「知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）」は，原案のとおり定めることを適当として，答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では，そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題2は，「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」です。これは，諮問事項です。事務局から説明をお願いします。

○櫻井書記

事務局の櫻井です。資料は右肩に資料2と書いてあるものをご覧ください。

それでは，議題2についてご説明いたします。本議題は諮問事項ですので，まずは諮問

文を読み上げます。1 ページをご覧ください。

熊林水第196条，令和4年12月9日，熊毛海区漁業調整委員会会長様，鹿児島県熊毛支庁長，知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問），このことについて，漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置等の内容を定めたいので，漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき，貴委員会の意見を求めます。

今回は，あさひがにかかり網漁業及びさんご漁業の許可について制限措置等を定めたいことから，お諮りするものです。

まず，あさひがにかかり網漁業について，ご説明させていただきます。

あさひがにかかり網漁業については一斉更新での許可者以外に，新規許可申請が生じていることから，今回，公示をしようとするものでございます。

2 ページをご覧ください。こちらが公示する内容になります。漁業種類はあさひがにかかり網漁業，操業区域は熊毛海区の海域，漁業時期は10月1日から4月30日まで，船舶の総トン数は10トン未満，推進機関の馬力数は定めなし，許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻，漁業を営む者の資格は定めなしとしております。

4 ページをご覧ください。

熊毛支庁が行っている知事許可漁業の許可期間は全て3年ごとの一斉更新としております。今回，あさひがにかかり網漁業について一斉更新での許可者以外に新規許可申請が生じていることから，漁業調整規則に基づき，制限措置の内容等を熊毛海区漁業調整委員会に諮問するものでございます。

また各諮問内容に係る熊毛支庁の考え方を下記のとおり示させていただいております。

1，制限措置の内容，（1）操業区域，漁業時期，船舶の総トン数，推進機関の馬力数，漁業を営む者の資格は現在の許可内容に合わせております。

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については1隻としています。

今回の申請を許可した場合，熊毛管内のあさひがにかかり網漁業の許可数は現在の36件から1件増え，37件となりますが，平成26年から平成29年までの熊毛管内の許可数は42件と現在よりも多いことから，1件の許可は問題ないと判断させていただいております。

2，許可の有効期間については，議題1で諮問させていただいた考え方のとおり，一斉更新の許可の満了日と合わせることで，今回行う許可の有効期間は許可日から令和5年9月30日とさせていただきたいと考えております。

7～8 ページには関係法令を抜粋したものを記載しております。

続きまして，さんご漁業の許可について，ご説明させていただきます。

さんご漁業につきましては，1年間の許可としておりまして，現在，有効な許可が3月末までとなっておりますので，許可の更新を行うために公示をしようとするものでございます。

3 ページをお開きください。操業期間は1月1日から12月31日まで，船舶の総トン数と推進機関の馬力数は定めなしとしております。

許可または起業の認可をすべき者の数につきましては，現在の許可者数である1者としております。これは，水産庁の技術的助言により，深海さんごの資源管理上，現状以上の数の許可を発給しないなどの総漁獲努力量が増えない措置をとることが求められているた

めです。

漁業を営む者の資格につきましては、資源保護及び漁業調整上、地域（各海域）との調整が整っていると認められる者であり、かつ、当該漁業許可申請に係る対象船に付属する採取船が、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められる者としております。これらにつきましては、さんご漁業の許可の取扱方針の内容に沿っているものでございます。操業区域につきましては、7ページに細かい区域を記載してございますが、宇治海域、三島村海域、十島村海域、熊毛海域、奄美海域と5つの海域となっております。

8ページはイメージしやすいように操業区域図を添付しております。

漁業調整上の観点、それから、深海さんごは成長が遅く、いったん資源が減少してしまうと、回復に非常に長い時間がかかるという特徴などを考慮いたしまして、資源の乱獲を未然に防止するという資源保護の観点からも、このような資格を定めようとするものでございます。申請すべき期間につきましては、1月間設けております。

9ページをご覧ください。さんご漁業がどのように行われているか、漁法等を示した参考図となります。母船とは別に無人潜水艇を潜航させ、母船でモニターを見ながら、人間の腕と同じ動きをするマニピュレーターを操作し、対象となる深海さんごを選択的に採取します。

なお、最後になりますが、さんご漁業につきましては操業海域が県内3つの海区にまたがっておりますので、12/16に鹿児島海区漁業調整委員会、12/20に奄美大島海区漁業調整委員会へお諮りすることを申し添えます。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○奥村委員

今回の諮問では、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は1者とありますが、漁業者がさんご漁業を新規で始めることはできないのでしょうか。

○甲山会長

以前、南種子町漁協の組合員で、さんご漁業を新規で行いたいという方がいましたので、水産振興課に問い合わせたことがありますが、水産庁の指導により、現在の許可数以上に、許可者を増やすことができないと回答がありました。

また、資料にも記載があるように、資源保護のため、目的とする深海さんごを選択的に採取する技術も必要となるようです。

○奥村委員

了解しました。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、議題2の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題3は、「まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」です。

これは、諮問事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○加治屋技術専門員

水産振興課漁業監理係の加治屋です。それでは、議題3の「まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」ご説明いたします。

資料は右肩に資料3と書いてあるものをご覧ください。

本議題は諮問事項ですので、まずは諮問文を読み上げます。1ページをご覧ください。

水振第610号、令和4年12月14日、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）、このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

2ページをご覧ください。まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について案を示しております。

まず、まあじについてご説明いたします。本県に配分された漁獲可能量は3,000トンになります。配分方法については、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分し、残りの概ね1割を本県の留保枠としたいと考えております。

数量につきましては、下の表に示しておりますが、鹿児島県まき網まあじ漁業については1,600トン、鹿児島県その他のまあじ漁業は現行水準としておりますが、目安数量としては1,100トンとなっております。また、県留保枠は300トンとしております。

次にまいわし対馬暖流系群について、本県に配分された漁獲可能量は、現行水準となっております。配分方法については、全量を当該知事管理区分に配分することとしておりま

す。

3, 公表の方法ですが, 告示により, 公表したいと考えております。説明は以上になります。ご審議のほど, よろしくお願いいたします。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの水産振興課からの説明に対して, ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

議題3の「まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は, 原案のとおり定めることを適当として, 答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では, そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題4は, 「第8期鹿児島県栽培漁業基本計画(案)について(諮問)」です。これは, 諮問事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○柳技術専門員

水産振興課栽培養殖係の柳です。それでは, 資料に基づいて, 第8期鹿児島県栽培漁業基本計画について, ご説明申し上げます。

資料4をご覧ください。本議題は諮問事項ですので, まずは諮問文を読み上げます。1ページをご覧ください。

水振第581号, 令和4年11月30日, 熊毛海区漁業調整委員会会長様, 鹿児島県知事, 第8期鹿児島県栽培漁業基本計画(案)について(諮問), 標記計画について, 別紙のとおり策定したいので, 沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規定により, 貴委員会の意見を求めます。

資料4-1をご覧ください。1の目的に記載してありますとおり, 栽培漁業基本計画は, 本県の栽培漁業を計画的かつ効果的に推進するため, 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産物の育成に関する今後5年間の基本計画となるものでございます。2の根拠法令にありますとおり, 「沿岸漁場整備開発法」に基づき策定するもので, 農林水産大臣が策定する基本方針を踏まえて策定するとされているところでございます。

計画期間については、これまで、昭和60年度に第1期計画を策定して以降、国の基本方針やその時々の本県栽培漁業を巡る課題等に対応し、概ね5年ごとに改訂しておりましたが、今回の計画は、国が本年7月に改訂した基本方針に合わせ、5カ年としています。

4の策定スケジュールにありますとおり、本年7月1日付けで国が第8次の栽培漁業基本方針を策定、公表以降、この国の指針に基づきまして県の計画の素案を作成し、8月10日から8月26日にかけて漁協や市町村、県内の種苗生産機関等から意見を聞いたうえで計画案を策定しました。その後、10月17日から11月18日の約1ヶ月間のパブリックコメントを実施しまして、最終的な計画案を策定したところです。

なお、本日は、計画案について協議していただき、最終的には、各海区漁業調整委員会への諮問、答申を経まして、令和5年1月下旬には、第8期計画として策定、公表する予定としています。

次に、計画案の概要について御説明申し上げます。資料4-2をご覧ください。

計画の主要事項について、記載した資料です。左側の欄に第7期の県計画、中央の欄に第8期の県計画(案)、右側の欄に国の第8次の基本方針の主要事項を、それぞれ対比させる形で記載しています。

中央の欄の第8期の計画案にアンダーラインを引いてありますが、上の余白に記載してありますとおり、第7期の県計画との相違、変更をする箇所となっています。また、括弧書きは、下の余白に記載していますが、変更点等の理由等について記載しています。

まず、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針」ですが、7期では親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の推進としていたものを、第8期では「国が行う資源評価結果や水産技術開発センターが行なう放流効果調査等の結果を踏まえ資源管理の枠組みの中で、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業の推進」に、国の方針に準拠しまして記載を変更してございます。

一つ飛ばして、3番目にある種苗生産体制については、7期では関係種苗生産施設間での連携、分業により、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築を検討するとしておりましたが、国の方針に準拠しまして、新たに「養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行の推進等」の記載を追加してございます。

次に「水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標」ですが、オニオコゼを放流対象種から削除し、クルマエビの放流サイズについて、一部変更しています。放流目標数量につきましては、本県の放流計画数量や最近の放流実績を勘案して、3つの魚種(マダイ、カサゴ、クルマエビ)における放流目標数を変更しています。マダイについては、150万尾から100万尾に減、カサゴについては、20万尾から10万尾に減、クルマエビについては、80万尾から15万尾に減としています。参考資料としまして、放流対象種の写真を載せた資料を別途配布していますのでお目通しください。

次に、「水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項」につきましては、国の方針に準拠して、「栽培漁業の推進のための技術、積極的なICT技術の導入による作業の自動化や省人・省力化、環境変化に適応した栽培漁業実施等のための技術開発の推進」と、「既往技術の体系的なマニュアル化による技術の維持と継承」を記載してございます。

最後に、「その他水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に必要な事項」につきましては、栽培漁業の普及啓発と遊漁者を含めた関係者等への理解の醸成の取組について、「パンフレット等の資料の作成・配布を通じてわかりやすく示す。」ことを記載してございます。

以上が、第8期の計画の概要です。資料4-3が第7期計画と第8期計画案の要約版の新旧対照表になりますので、お目通しくださるようお願いします。

続きまして、資料4-4をご覧ください。

資料4-4は、基本計画案について、市町村、漁協及び関係機関へ行った意見照会及びパブリックコメントで寄せられました意見等についての県の考え方を示した資料でございます。

8ページの1の実施期間にありますとおり、市町村、漁協等への意見照会については、本年8月10日から8月26日の期間で、計画素案を文書により照会しています。

また、パブリックコメントについては、本年10月17日から11月18日の約1ヶ月間、県のホームページや地域振興局等での閲覧で意見を募集したところです。

2の件数に記載してありますとおり、市町村、漁協等への意見照会については、7件の意見が寄せられましたが、パブリックコメントにつきましては、意見等は3件ありました。

3では意見の要旨及びそれに対する県の考え方を記載しています。

主な意見等についてご説明させていただきます。

まず、(1)種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類に関する事項についてですが、1番目「計画はタイ・ヒラメの種苗生産量が一番高いが、この先、その他の魚種の種苗生産量を上げ、多種の放流が出来るように検討していただきたい。」との意見がありました。

放流対象種については、資料4-5の15ページの第2の表で示してございますが、県としては、国が行う資源調査・評価結果、地域の実情や漁獲量の状況、水産技術開発センターが行う放流効果調査等の結果を踏まえ、多種・少量又は分散放流とならないよう、対象種の重点化に努め、効果的な栽培漁業を推進しているところです。

(2)水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標に関する事項ですが、2番目「第8期の栽培漁業基本計画では、令和8年のクルマエビ放流目標が50mmサイズ、15万尾となっていますが、当漁協では放流効果を高めるために、平成27年度から平均70~100mmの大型の種苗を夏季に放流している。放流目標のサイズを大型化した方が良いのではないか。」との意見がありました。

これにつきましては、種苗を大型化することにより、初期減耗を低減させ、放流効果を高めることは重要であり、現行の第7期基本計画期間中も一部の地区では60mm以上を放流している実績もあることから、第3の表中の放流目標サイズを50mmから60mmに変更することとしたいと考えています。

9ページをお願いします。4番目「ヤコウガイの種苗生産に関して第7期と同じ計画が立てられているが、5年以上進展がないものを8期ではどうしていくのか、7期との相違点をお聞きしたい。」との意見がありました。

奄美地区における種苗生産試験は、思うような進展は見られていない状況ではありますが、奄美群島水産振興協議会を中心に協議が継続され、令和4年度は採卵試験に取り組ん

でいるとのことで、県水産技術開発センターでは、ヤコウガイ種苗生産技術マニュアル等に基づき、地元で種苗生産が可能となるよう、取組を支援することとしており、第7期と同様の計画としました。

次の(3)水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項についてですが、1番目「スジアラについては、奄美海域以外に県本土域でも要望が非常に高まっており、地元としては非常に期待が大きい魚種であるので、技術開発は早急に対処してほしい。」との意見がありました。

スジアラについては、現在、県水産技術開発センターにおいて、種苗生産技術を開発中であり、生産した種苗については、奄美海域へ奄美の各漁業集落が放流して、その効果を確認しているところです。今後も種苗生産の技術開発に努めます。

3番目「ヤコウガイ、シラヒゲウニに関して、平成27年に種苗の生産確立がなされたということで種苗生産が一度終了している。その後、奄美群島水産振興協議会、奄美群島市町村長会、奄美群島市町村議会議長会の要望により、シラヒゲウニの種苗生産は復活したが、ヤコウガイに関しては再開の目途もたっていないように見受けられる。

基本計画によれば、種苗生産の確立は技術開発段階においてBの量産技術開発期、もしくはCの放流技術開発期にあたると思われるが、なぜ種苗生産が終わってしまったのか。」との意見がありました。

これにつきましては、県としては、ヤコウガイ、シラヒゲウニについては、平成27年度までに水産技術開発センターにおいて種苗生産技術を開発し、種苗生産マニュアルを作成して、生産技術は確立したと考えています。

今後は、種苗生産に取り組む奄美群島水産振興協議会に対し技術支援を行っていく予定であり、地元の要請があれば、種苗生産、放流体制の確立を目指した取組を支援していくこととしています。

10ページの(4)水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項についてですが、「魚種によって放流する場所、時期の周知徹底をお願いしたい。効果がない可能性があれば、放流する場所、時期の見直しも検討して欲しい。」との意見がありました。

これにつきましては、放流種苗の生残率向上のため、種苗生産から放流の一連の技術開発を一体的に行うとともに、放流対象種の馴致放流試験の実施や検証等を行うことにより、放流効果の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、10ページの(5)その他の意見ですが、「天然種苗と人工種苗では、マダイは鼻腔連結、ヒラメは腹の黒化が、人工種苗の可能性が高いとのことだが、カサゴの判別方法はないか。」との意見がありました。

カサゴの判別方法については、過去の知見では鰭抜去等により放流魚を識別し、放流効果の把握に努めた事例がございます。以上が、寄せられた意見とそれに対する県の考え方ですが、これらの意見を参考に、今回の第8期基本計画の最終案を策定したところです。

なお、資料4-5が計画案になりますので、お目通しくださるようお願いいたします。

以上で、第8期鹿児島県栽培漁業基本計画案の説明を終わらせていただきます。

ご協議方よろしくよろしくお願いいたします。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○稲盛委員

財政状況は厳しいところと思いますが、これからも放流事業を継続していけるようお願いしたい。

○甲山会長

今回の鹿児島県栽培漁業基本計画には、スマ、ブリ、カンパチ等についての記載がないようですが、何故でしょうか。

○柳技術専門員

今、挙げられた魚種については、養殖されている魚種かと思われませんが、栽培漁業基本計画については、種苗生産のうえ、放流することが目的であることから、それらの種の記載がないところです。

○川東委員

スジアラの種苗放流について、集落で毎年要望しているが、種苗の供給がなく放流できていません。

放流の要望があるところに、種苗を供給出来るよう、種苗生産技術の確立をお願いしたい。

○森永技術主幹兼栽培養殖係長

スジアラの種苗生産については、奄美水産資源利用開発推進事業で技術開発を行っています。そのため、生産された種苗については、奄美で放流を行い、その余剰分を他地域で放流したいと考えているところです。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

議題4の「第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）について（諮問）」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題5は、「特定水産資源に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○加治屋技術専門員

それでは、議題5の「特定水産資源に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」ご説明いたします。

資料は右肩に資料5になります。1ページをご覧ください。

まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばは、国のTAC留保枠からの配分方法について、資源管理基本方針に3つの規定がございます。

①大臣が必要と認める場合に水産政策審議会に諮問して配分する方法、②漁獲量がTACの75%に達した場合に機械的に配分する方法③関係県と大臣許可漁業団体間で協議し、合意した場合に配分する方法の3つとなります。

今回は③により、令和4年8月23日に関係県と団体で協議し、鹿児島県はまあじについて、2,000トンの追加配分を受けることで合意し、同年8月29日付けで国に対し、配分を要請し追加を受けました。

表をご覧ください。変更前量は、鹿児島県まき網まあじ漁業が1,910トン、鹿児島県その他のまあじ漁業が現行水準（目安数量1,190トン）、留保枠が0トンの合計3,100トン。

追加量は鹿児島県まき網まあじ漁業が1,000トン、鹿児島県その他のまあじ漁業が現行水準（目安数量800トン）、留保枠が200トンの合計2,000トン。

変更後量が鹿児島県まき網まあじ漁業が2,910トン、鹿児島県その他のまあじ漁業が現行水準（目安数量1,990トン）、留保枠200トン、合計5,100トンになります。

こちらの配分については、令和4年9月16日付けで鹿児島県公報に告示したところです。

続きまして、2ページをご覧ください。くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてご説明いたします。

まず、経緯についてご説明いたします。定置漁業のクロマグロ大型魚の管理区分は、漁獲量が規定された数量に達したことから、6月以降、採捕停止となっています。

今般、同管理区分において、これまでに放流したクロマグロのうち800kgが死亡個体であったことが判明しました。死亡個体は、数量報告の対象となることから、同管理区分では、現時点で約1トンの数量超過状態となりました。

そこで、水産庁に対して、これらを報告し、対応方法について相談したところ、他の都道府県との融通又は大小交換により是正するよう助言がありました。

今後の対応ですが、本県の小型魚の漁獲可能量1トンを抛出し、他の都道府県の大型魚の漁獲可能量を譲受する大小交換を行いたいと考えております。交換の原資は、県が留保する小型魚の漁獲可能量1.4トンとし、当該留保から1トンを抛出いたします。

大小交換については、本県3海区の漁業調整委員会への説明後、速やかに行う予定としております。説明は以上になります。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○甲山会長

死亡していた800kgのクロマグロはどのように処分したのでしょうか。

○加治屋技術専門員

放流したと報告を受けております。

○甲山会長

死亡した個体を放流したとなれば、廃棄物の排出にあたり、海洋汚染防止法に抵触するのではないのでしょうか。

○加治屋技術専門員

仰る通り、廃棄物となると、海洋汚染防止法に抵触するので、漁業者の方には、生きた状態での放流をお願いしているところです。

○甲山会長

本県はそもそもクロマグロの漁獲枠が少なすぎる。増枠について、水産庁に要望出来ないのでしょうか。

○加治屋技術専門員

クロマグロの漁獲枠については、WCPFCの基準年により枠が決まっており、本県においては基準年のクロマグロの漁獲量が少なかったため、漁獲枠が少なくなっています。

現在、国の会議等が行われる際には、枠の設定について検討し直してほしいと要望しているところです。

○甲山会長

国への要望は引き続き、よろしく願いいたします。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

議題6は、「漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○村田技術専門員

水産振興課漁業調整係の村田です。それでは、議題6の「漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）」ご説明いたします。

資料6に基づいて、ご説明いたします。1ページをご覧ください。漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について、1資源管理の状況等の報告、漁業権者は、1年に1回以上当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければなりません。知事は、海区漁業調整委員会に対し報告を受けた事項について報告をすることになっていることから、今回ご報告するものでございます。

2報告の内容については、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況、漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理に関する取組の実施状況、操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、団体漁業権にあたっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、その他必要な事項となっております。

3今回報告を求めた内容については、（1）報告対象は県内の全ての漁業権者、（2）報告対象の期間は各漁業権者における直近の事業年度、（3）報告様式は水産振興課作成様式、（4）提出依頼は令和4年3月4日、（5）提出期限は令和4年5月23日まで。

それでは3ページをご覧ください。

こちらに共同漁業権における資源管理の状況等報告書の様式を示してございます。1資源管理の状況等については、漁業権行使規則の取組実績、共同漁業県内の資源維持、増殖等のため実施している取組、その他の取組を記載するようになっております。

2漁場の活用の状況については、各漁協の共同漁業権に設定した漁業について、行使権者数、実行者数、延べ操業日数、漁獲量、漁獲金額を報告することとなっております。

8ページをご覧ください。各漁協からの資源管理の状況等の報告を取りまとめたものを記載しております。熊毛地域の報告については11ページになります。種子島、南種子町、屋久島の3漁協とも漁場の活用状況の欄に○が記載されているかと思えます。

13ページ以降に区画漁業権における資源管理の状況等の報告を記載しております。

説明は以上になります。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆さまから何かありますか。

○甲山会長

全体を通して、御意見・御質問はありませんか？

○甲山会長

その他として事務局から何かありますか？

○村田技術専門員

1点ございます。資料7をご覧ください。こちらは県のホームページを印刷したのになります。鹿児島・熊毛・奄美大島海区漁場計画及び内水面漁場計画の素案に対する意見を募集するという内容になります。文章を読み上げます。

本県において設定されている海面及び内水面における漁業権は、令和5年8月31日で存続期間が満了します。このため、県では、漁業法（昭和24年法律第267号）第62条及び第67条の規定に基づき、漁業権の内容を定めた漁場計画を作成する予定です。

つきましては、当該計画の案を作成するにあたり、漁業法第64条第1項の規定に基づき、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人からの意見を募集します。

こちらについては、素案について意見を求め、県で案を作るというものでございます。

素案については熊毛支庁及び屋久島事務所でも閲覧できるようになっておりますので、お時間がある時はお目通しいただければと思います。

募集期間については、令和4年12月12日から令和5年1月13日まで意見を募集しております。意見があれば、意見を集約、その意見に対する県の考えを公開し、それらを反映した案を作成、各海区漁業調整委員会に諮問するといった流れとなります。

説明は以上になります。

○甲山会長

ありがとうございました。その他として事務局から何かありますか？

○久保菌事務局長

ございません。

○甲山会長

それでは、他に無いようですので、議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第3回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

令和4年12月15日午後2時10分閉会